

公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業業務委託仕様書

(趣旨)

第1 この仕様書は、公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）が農地中間管理事業業務委託契約書第1条第2項に基づき委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）に委託する業務内容について、次のとおり定めるものとする。

(農地の出し手に関する業務)

第2 農地の出し手に関する業務内容については、次の各号のとおりとする。

(1) 出し手の掘り起こし業務

出し手の掘り起こし業務は、受託者が市町村にあつては、ホームページ等に掲載するものとし、受託者が農業協同組合・市町村公社にあつてはホームページ等に掲載するとともに農地所有者を対象として説明会を開催するものとする。

その内容は、農地中間管理事業制度の概要並びに基金への農用地貸出希望者の応募方法とする。

(2) 貸出申込窓口業務

受託者は、貸出申込窓口として、農用地貸出希望申込書（様式第1号）を配布するとともに、貸出希望申込書の提出があつたときは、公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）第2の第1号及び第2号の規定に該当しない場合は、当該申込書を受領することとする。

(3) 農用地の現況確認業務

農用地の現況確認は、貸出希望農用地について、受託者が利用状況及び生産力等について現地確認を行い、農用地現地確認記録用紙（様式第2号）を作成し、基金へ報告するものとする。

(4) 条件調整業務

受託者は、前号の現況確認を行う際に、農用地貸出希望者と、当該農地について借賃及び土地改良区等の水利費等賦課金の負担について調整を行い、その結果を次号に規定する貸出希望者及び農用地等リスト（様式第3号）に記載するものとする。

なお、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業（以下、「機構関連事業」という。）が計画されている農地については、機構関連事業について書面（説明様式1）で説明を行い、出し手の氏名を記入するものとする。

(5) 農地リストの作成業務

受託者は、貸出申込窓口で回収した農用地貸出希望申込書に基づき、事業規程第4の第2号の規定に基づく貸出希望者及び農用地等リスト（様式第3号）を作成し、基金へ報告するものとする。

(6) 農用地利用集積計画申出準備業務

受託者は、市町村への農用地利用集積計画の申し出に必要な書類を作成し基金に提出するものとする。

(7) 基金への提出期限

農用地貸出希望申込書（様式第1号）、農用地現地確認記録用紙（様式第2号）、農用地等リスト（様式第3号）及び説明様式1の提出日は、基金が指定する農用地利用集積計画の申出に必要な書類の提出日とする。

（農地の受け手に関する業務）

第3 農地の受け手に関する業務内容については、次の各号のとおりとする。

(1) 受け手の掘り起こし業務

受け手の掘り起こし業務は、受託者が、ホームページ等に掲載するとともに担い手を対象として説明会を開催することとする。

その内容は、農地中間管理事業制度の概要並びに借受希望者の応募方法とする。説明会においては、同内容を説明するものとする。

(2) 借受応募窓口業務

受託者は、借受応募窓口として、公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業借受希望者募集要領の農用地等借受申込書を配布するとともに、申込書の受付を行い、基金へ提出するものとする。

(3) 条件調整業務

受託者は、貸出希望者及び農用地等リスト（様式第3号）に基づき、農用地借受希望者と、借受予定農地について借賃及び土地改良区等の水利費等賦課金の負担について調整を行い、事業規程第5に定める「貸付先決定ルール」に基づき、出し手と受け手のマッチングを行い、その結果を借受予定者選定調書（様式第5号）に記載し、公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業農用地利用配分計画作成要領（以下「作成要領」という。）第5の規定に基づき、農用地利用配分計画（様式1）の各筆明細において、同意を得るとともに法人の定款又は寄付行為の写しを徴取し、基金へ提出するものとする。

なお、機構関連事業が計画されている農地については、機構関連事業について書面（説明様式2）で説明を行うものとする。

(4) 応募者リストの作成業務

受託者は、借受応募窓口で回収した農用地等借受申込書に基づき、事業規程第3の第7号の規定に基づく応募者リスト（様式第4号）を作成し、基金へ提出するものとする。

(5) 基金への提出期限

ア 農用地等借受申込書（様式1）及び応募者リスト（様式第4号）の基金への提出期限は、借受希望者の募集期間終了後7日以内とする。

イ 借受予定者選定調書（様式第5号）の基金への提出期限は、農用地利用配分計画案の作成状況を踏まえ、基金が指定する日までに提出することとする。

(契約管理に関する業務)

第4 契約管理に関する業務内容については、次の各号のとおりとする。

(1) 利用状況報告の督促業務

基金は、農地中間管理事業に関する法律施行規則（平成26年度農林水産省令第15号、以下、「規則」という。）第15条の規定に基づく農地中間管理事業で借り受けた農用地等の利用状況（様式第7号）を受け手の毎事業年度終了後3か月以内に徴収するものとする。

利用状況の報告期限までに徴収できない受け手について、基金から督促依頼があった場合には、受託者は利用状況の報告を督促するとともに、基金に利用状況報告が提出されたことを確認するものとする。

(2) 受け手農家からの借賃徴収業務

受託者は、農用地利用配分計画により賃借権が設定された受け手ごとに借賃を取りまとめ、配分計画に定める支払い期限までに受け手の貯金口座から引き落とし、基金の貯金口座に振り込むこととする。

又は、受け手から基金の貯金口座に支払い期限までに振り込みをさせることとする。

なお、引き落とし及び振り込みに要する手数料は、受け手の負担とするものとする。

(3) 農地所有者への借賃支払業務

受託者は、基金が農地中間管理権を取得した出し手に対し、出し手ごとに借賃を取りまとめ、利用権設定又は、農用地等賃貸借契約に定める支払い期限までに、出し手の預金口座へ振り込みを行うこととする。

なお、振り込み手数料は、受託者の負担とするものとする。

また、借賃支払業務において支払調書が必要となる場合、受託者が支払調書を作成するとともに、控えを出し手に交付することとする。あわせて支払調書に必要なマイナンバーの取得についても受託者の委託業務の一環とする。

(コーディネーターに関する業務)

第5 受託者は、農地中間管理事業をコーディネーターする職員等を指定して、コーディネーターとして設置し、委託業務実施計画書の委託業務（コーディネーター）欄にコーディネーターの役職・氏名を記載するものとする。

コーディネーターに関する業務は、農家等からの農地等に関する相談対応やアドバイスなどの実施、行政や関係団体等との連絡調整、担い手の育成・農地の集積等に係わる活動及びモデル地区の設定への働きかけなど、農地中間管理事業の推進に関する業務とする。

なお、コーディネーターは6月、9月、12月までに活動した内容及び時間を翌月の10日までに基金に報告するものとする。

(対象経費)

第6 委託業務に係る対象経費については、次のとおりとする。

業務	委託先	市町村	農協、市町村公社
委託業務 (定額)		人件費 (本職員の時間外勤務手当)	人件費 (職員等の本給、時間外勤務手当。 但し、コーディネーターは除く)
委託業務 (単価)		賃金 (臨時雇用職員) 物件費 (事業実施に必要な物件費)	賃金 (臨時雇用職員) 物件費 (事業実施に必要な物件費)
委託業務 (コーディネート)		—	人件費 (コーディネーターの本給、時間 外勤務手当)

(1) 人件費

人件費は、本業務に従事した職員等（コーディネーター及びその他の職員）について、農地中間管理事業業務日誌（様式第8号）を作成し、委託業務実績報告書に添付するものとする。なお、コーディネーターがコーディネーター以外の委託業務を行った場合は業務日誌を分けて記入することとする。

① 委託業務（定額）及び委託業務（単価）

ア 受託者が市町村である場合の人件費は、本事業に従事した職員の時間外手当について、時間単価に勤務時間外に従事した時間数を乗じた額を支払うものとする。

イ 受託者が農業協同組合又は市町村公社である場合の人件費は、本事業に従事した職員の本給及び時間外勤務手当について、時間単価に従事した時間数を乗じた額を支払うものとする。

② 委託業務(コーディネート)

人件費は、指名したコーディネーター（職員等）の本給及び時間外勤務手当について、時間単価にコーディネート業務に従事した時間数を乗じた額を支払うものとする。

(2) 賃金

賃金は、本事業に従事した臨時雇用職員の賃金について、時間単価に従事した時間数を乗じた額を支払うものとする。（農地中間管理事業業務日誌（様式第8号）を作成し、委託業務実績報告書に添付する）

(3) 物件費

物件費は、本事業の実施に必要なものを対象とする。

(その他)

第7 この仕様書に定めがないものについては、双方協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この仕様書は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

- 1 この仕様書は、平成30年3月1日から施行する。